**平成２２年（フ）第４６０号**
香川県高松市西ハゼ町218番地
債務者　香川美佐子（旧姓孝岡）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第４６０号**
長崎県長崎市川平町1191番地５　コアマンション長崎ガーデンヒルズ1019
債務者　久松智恵子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５７２号**
長崎県長崎市滑石３丁目32番29号　山下マンション302号
債務者　石見　英則
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５７９号**
長崎県長崎市戸石町1661番地
債務者　松尾まち子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５８７号**
長崎県長崎市江里町４番１号　鈴木アパート１Ｆ
債務者　江頭佐久馬
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１１号**
香川県坂出市西大浜北１丁目１番33―103号
債務者　服部　史明
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２２年（フ）第１４６号**
香川県丸亀市郡家町2473番地５
債務者　髙橋　良則
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２２年（フ）第１６７号**
香川県坂出市府中町5892番地１
債務者　松永　尚子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２２年（フ）第１３５７号**
千葉県市川市真間５丁目４番３―310号　ガーデンハイツ真間
債務者　雪縄　隆子（旧姓福留）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４０５号**
千葉市花見川区天戸町1472番地　若井荘101号
債務者　鈴木　弘樹
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４１１号**
千葉県船橋市二子町492番地１　ミレブローズ・サダヒロ505号
債務者　桑原　　良
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４４６号**
千葉県市川市稲越町703番地20
債務者　川倉　　孝
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４４７号**
千葉県市川市稲越町703番地20
債務者　川倉　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４６２号**
千葉県市川市鬼高３丁目１番９号　ハイム金子Ⅰ―206号
債務者　山中　照光
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４６７号**
千葉市花見川区花見川２番22棟205号、住民票上の住所東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目50番７号　ダイヤモンドレジデンス幡ヶ谷203
債務者　塩野　望美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４６９号**
千葉市美浜区真砂３丁目18番１棟906号
債務者　久保田有香（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４９０号**
千葉県市川市大和田５丁目７番９号
債務者　和南城弘光
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１４９６号**
千葉県市原市磯ヶ谷1499番地２市営磯ヶ谷第２住宅２棟304号室
債務者　青木　美穂（旧姓村元）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係